



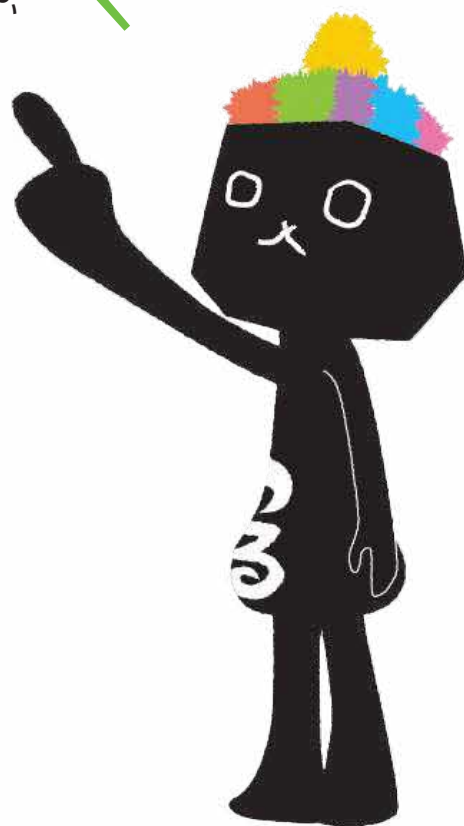
うるま市地域防災計画

－概要版－

災害に強いうるまを目指して

うるま市や防災関係機関、市民、事業者等の役割を明らかにし、
市民の生命、身体及び財産を
災害から守ることを目的として、策定しています。

自助・共助・公助で、
いざというときに備えましょう。

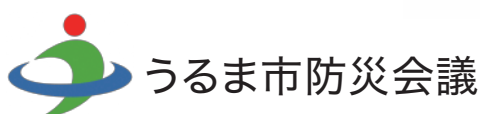


沖縄県うるま市 うるま®

CONTENTS



1. 計画の目的・方針……………①
2. 市において想定される被害の概要……………③
3. 災害予防計画……………④
4. 災害応急対策計画……………⑤
5. 災害復旧・復興計画……………⑥
6. 市民の皆さまへのお願い……………⑦



うるま市防災会議

令和6年3月





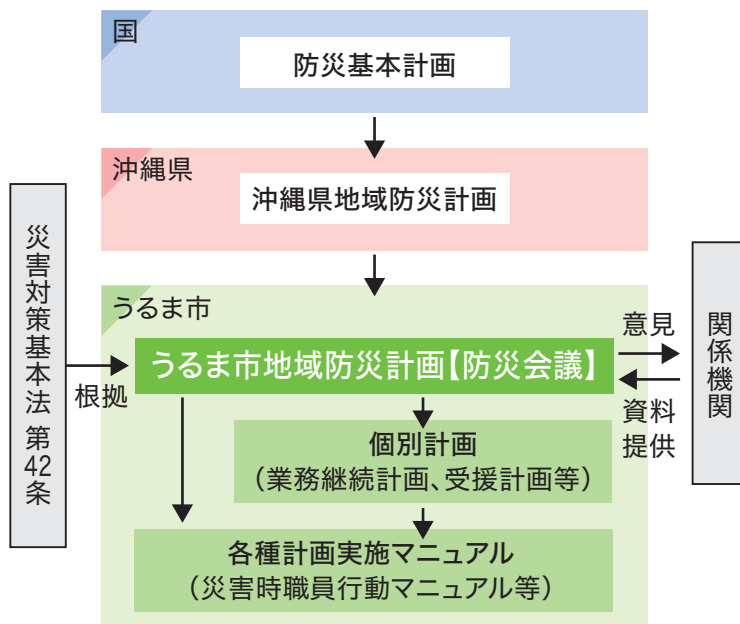
計画の目的・方針

(1) 地域防災計画とは ▶ 共通編 P1

うるま市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、うるま市のあらゆる自然災害等に対処する総合計画で、うるま市防災会議が作成する計画です。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

なお、本計画は、上位計画である国の防災基本計画や沖縄県の地域防災計画と整合を図る必要があります。



(2) 計画の構成 ▶ 共通編 P1～P2

項目	主な内容
第1編 共通編	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画
第2編 地震・津波編	地震・津波に対する応急対策計画、災害復旧・復興計画
第3編 風水害等編	台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び災害復旧・復興計画
第4編 原子力災害編	原子力という特殊性から計画上次特化させ、本市ホワイトビーチに寄港する原子力艦に起因する事故等が発生した場合の市の組織体制と応急対策等
第5編 南海トラフ地震 防災対策推進編	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防止対策推進計画
資料編	各編に関係する資料・様式

(3) 自助・共助・公助の連携の必要性 ▶ 共通編 P61

市、防災関係機関、事業者、自主防災組織及び市民が総力を結集して、各主体の能力を十全に発揮し、連携を図ることにより、住民一人一人が自ら行う「自助」、自主防災組織や地区内の居住者等が連携して行う「共助」、行政や関係機関による「公助」を実現し、市民の生命、身体及び財産を自然災害等から保護することを目的としています。



(4) 基本方針 ▶ 共通編 P62~P63

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、近隣市町村、公共機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。

各段階における基本方針は、以下のとおりとします。

1 【予防段階】周到かつ十分な災害予防対策

- ◎予防段階においては、市において想定される災害について、最新の科学的知見を総動員して想定し、可能な限りの備えを進めます。
- ◎特に、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合も想定されることから、ハード・ソフトを組み合わせることとします。

2 【災害応急段階】迅速かつ円滑な災害応急対策

- ◎災害応急段階においては、迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有が重要となります。
被災時にもそれが可能となる平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにします。
- ◎また、刻一刻と変化する被災者のニーズや多様性に対して、柔軟かつ機敏に対応します。

3 【災害復旧・復興段階】適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- ◎災害復旧・復興段階には、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進します。

4 その他

- ◎市及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民間及び市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとします。

うるま市津堅島災害対応訓練(令和5年1月実施)



急患搬送訓練の様子



自衛隊ヘリコプターによる住民移送訓練の様子



市において想定される被害の概要

▶ 共通編 P63~P64

市は大規模災害により、本島と島しょ地区を結ぶ道路や港湾周辺が被災すると、島しょ地区が孤立する可能性があるなど、防災上不利な地理的条件があります。

市において想定される災害による被害の概要は、以下のとおりです。

(1) 地震災害

1 揺れ

石川-具志川断層
による地震

- 市の大部分が震度6弱以上となる。
- 具志川地区を中心に震度6強となる地区が広がっており、一部で震度7となる地区もある。

2 液状化

沖縄本島
南東沖地震3連動

- 市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、主に沿岸部で液状化危険度が高い傾向がある。

(2) 津波災害

八重山諸島南東沖地震、
沖縄本島南東沖地震、
沖縄本島東方沖地震の三連動地震
による津波

- 沿岸部を中心に、
石川地区、中城湾
港新港地区、島
しょ部等において
浸水が想定されて
いる。



(3) 風水害

1 高潮

想定台風：沖縄本島及びその
周辺諸島に被害をもたらした
特徴的な3つの台風

- 浸水範囲は、津波と概ね同様であり、沿岸部を中心に広がっている。
- 津堅島では、津波よりも浸水範囲が狭小傾向となるが、浸水想定深は津波の方が卓越する傾向がある。浸水深は、津堅島の一部で5m以上、石川地区、中城湾港新港地区、平安座島等では2m以上と想定されている。

2 洪水

天願川水系天願川洪水
浸水想定区域図(想定最大規模)

- 天願川の上・中流部を中心に浸水が想定されている。
- 浸水が想定される範囲は、天願、川崎、栄野比の河川沿いの住宅地を中心としており、浸水深が2m以上となる範囲が存在することから、低層建物を中心として被害が拡大する可能性がある。

3 土砂災害

土砂災害
警戒区域
49箇所

- 具志川地区西部を中心に土砂災害警戒区域が広く分布している。



台風6号に伴う宮城島土砂災害による通行止め
(令和5年8月6日発生)



災害予防計画

▶ 共通編 P66~P140

地震、風水害等の自然災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つを柱としています。

1

災害に強いまちづくり



- 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図ります。
- 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、各災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図ります。

2

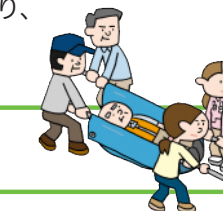
災害に強い人づくりのための訓練・教育等



- 災害による被害を軽減するためには、行政による公助のほか、各自の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要があります。
- 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図ります。

3

災害応急対策活動の準備



- 災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示すような事前の措置を適宜推進します。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地・国有財産の有効活用を図ります。

初動体制の強化

活動体制の確立

個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

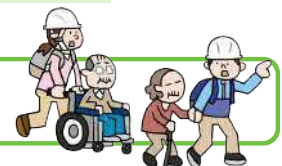
災害ボランティアの活動環境の整備

要配慮者の安全確保

観光客・旅行者・外国人等の安全確保

4

避難体制の整備



- 危険な建物、地域から安全な場所に市民等を避難させるため、避難誘導や収容に関する対策を、市、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していきます。

市町村の役割

避難所の選定／避難所の開設及び運営方法の確立／避難所の安全確保／住民への周知／警報、避難情報等の伝達内容・手段／避難誘導体制の整備／避難指示等の基準の設定／国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備／高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成／避難経路の点検及びマップの作成／避難心得の周知（携帯品、その他心得）

社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

避難計画の作成／避難誘導体制の整備



災害応急対策計画

▶ 地震・津波編 P141~P270

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものです。特に、発災当初の72時間は、救急・救助活動に重要な時間帯であるため、この活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分します。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行います。

大規模災害により、全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合、県知事又は指定行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請できます。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大します。

発災

発災

初動期



発災後から3日の間に実施する活動である。

そのなかでも発災から数時間のうちに実施する活動は、主に関係職員の非常招集、被害状況の収集・把握、消防、救急・救助活動の展開、市民への災害情報の伝達などとする。

その後、前述の活動に加え、対策本部会議の開催、避難所の設置や食料・飲料水等の調達配給、安否情報の確認整理など、主に被災者の救助・救援に重点を置いた活動を展開する。

応急対策期



発災後、概ね4日～14日の間に実施する活動である。

初動期の活動に加え、被害調査、避難所の運営、被災者の救援、食料や飲料水・生活必需品等の調達・配給、建物の応急危険度判定の開始、行方不明者の搜索、重要公共施設の応急復旧等が応急対策期の主な活動となる。

復旧・復興期



発災後、概ね15日以降に実施する活動である。

主に本部会議の開催、避難所の運営、家屋等被災調査及び罹災証明の発行、公共施設の復旧、仮設住宅等の建設確保、防疫、災害ゴミ対策、被災者の復興・生活再建などの支援対策が復旧・復興期の活動となる。

※活動期の時系列については、災害の規模や状況により前後することに留意する。



1

被災者 生活再建 支援

- 市は、被災者の生活相談や罹災証明の発行など、可能な限り細やかな対応に努めます。
- また、雇用の確保、災害弔慰金等の支給、生活資金の融資、市税の減免、住宅復興資金の融資及び災害公営住宅の建設など市民が早期に生活の安定を図ることができるよう支援します。

2

災害復旧 事業

- 市は、災害が発生した場合に関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況などを的確に把握し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。

3

災害復興 事業

- 市長を本部長とする「うるま市災害復興本部」を設置し、地域のコミュニティや男女共同参画の視点を踏まえ、国・県等と連携し、災害復興基本計画を策定します。
- 事業の実施に当たっては、関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。





(1) 自助・共助の必要性(公助の限界)

市域において、大規模な災害による被害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力と相互の協力をもって災害対策に取り組むものとなりますが、その対応には限界があります。

そのため、災害対策基本法第7条(住民等の責務)に基づき、市民及び市内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務を次のとおりとし、市と協働・連携して、安全で安心な地域づくりに積極的に参加するものとします。



(2) 市民、自治会・自主防災組織、事業者の責務

市民

- ☐ 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓を伝承する
- ☐ 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動を検討する
- ☐ 飲料水、食料及びその他の生活必需物資を備蓄し、点検する
- ☐ 消防団、自主防災組織への参加及び活動に協力する
- ☐ 警報、避難情報等の収集及び家族・近所に伝達する
- ☐ 家族、近所の避難行動要支援者等の避難を支援する
- ☐ 災害廃棄物を分別する
- ☐ その他自ら災害に備えるために必要な行動を行う

自治会・自主防災組織

- ☐ 自主防災活動マニュアルや資機材を整備し点検する
- ☐ 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓を伝承する
- ☐ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成に協力する
- ☐ 地区の孤立化対策(通信機器・食料備蓄等)を進める
- ☐ 自主防災リーダーの養成を進める
- ☐ 自主防災活動及び訓練を実施する
- ☐ 気象情報等の収集及び伝達を行う
- ☐ 地区内の避難行動要支援者及び被災者の救助・救援対策に協力する
- ☐ 災害時に避難所を自主運営する
- ☐ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理に協力する

事業者

- ☐ 従業員の防災教育及び訓練を行う
- ☐ 事業計画を作成し、更新する
- ☐ 応急対策や災害復旧等に関わる事業を営む者は、災害時にも事業活動を継続し、行政機関が行う施策に協力するよう努める
- ☐ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策を検討する
- ☐ 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄し、点検する
- ☐ 自衛消防活動・訓練を行う
- ☐ 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導を行う
- ☐ 消防団、自主防災組織への参加及び活動に協力する
- ☐ 避難行動要支援者等の避難を支援する
- ☐ 災害廃棄物を分別する
- ☐ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動に協力する



うるま市地域防災計画

編集発行 うるま市 危機管理課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町1-1-1
TEL098-979-6760/FAX098-979-7340